

# 身体的拘束等適正化のための指針

## 1. 身体的拘束等の適正化に関する基本方針

介護保険法（平成9年法律第123号）において「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。」とされていることを受け、その趣旨に則り、当高槻市立養護老人ホーム（以下「ホーム」という。）においては、入所者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、「拘束をしない支援」に努めます。

## 2. 緊急やむを得ない場合の例外三原則

入所者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解したうえで、身体的拘束を行わないケアの提供をすることを原則としますが、例外的に以下の三つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性 : 入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ② 非代替性 : 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ③ 一時性 : 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

## 3. 身体的拘束等の形態

身体的拘束とは、入所者の意思に反して、以下のような形態を用いて行動を制限することをいいます。

- ① 徘徊しないように、車イスやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲むこと
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛ること
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつけること
- ⑥ 車イスやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車イステーブルをつけること
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用すること
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せること
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛ること
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させること
- ⑪ 自分の意思で開くことのできない居室等に隔離すること
- ⑫ 威圧的な言動、対応をすること
- ⑬ 入所者の要望に対し、無視・無関心・支援拒否等を行うこと

## 4. 身体的拘束適正化検討委員会の設置

身体的拘束の適正化を進めるため、次に掲げる事項の検討、調整等を行うことを目的として、身体的拘束適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設けます。

- ① 入所者の生活状態の把握と分析に関すること
- ② 代替的な方法の検討に関すること
- ③ 緊急やむを得ない場合の対応に関すること
- ④ 身体的拘束を必要としない状態の実現に関すること
- ⑤ 施設整備、生活環境の整備に関すること

(1) 委員会の構成

委員会は、次の職にある者で構成し、施設長を委員長に充当します。

- ① 施設長
- ② 生活相談員
- ③ 主任介護支援員
- ④ 看護職員
- ⑤ 介護支援専門員

(2) 委員会の議事運営

- ① 委員会の議事は、委員長である施設長が進行します。
- ② 施設長が出席できない場合は、あらかじめ施設長が指名した委員が代行します。
- ③ 委員会の庶務は、介護支援専門員が行います。

(3) 委員会の開催

委員会は、定例及び臨時に開催することとします。

- ① 定例委員会は、原則3ヶ月に一回開催することとします。
- ② 臨時委員会は、必要に応じて随時開催することとします。

## 5. 身体的拘束発生時の対応・報告等の基本方針

入所者本人又は他の入所者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

(1) カンファレンスの実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、①切迫性 ②非代替性 ③一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認します。あわせて、嘱託医や協力医と情報共有し、受診や入院等の指示があれば、その指示に従います。

また、当該入所者の家族等と連絡をとり、身体的拘束の実施以外の手立てを講じることができるかどうかを協議します。

上記三要件を満たし、かつ医療機関や家族等による対策が困難な場合は、拘束による入所者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、そのうえで身体的拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法、場所、時間帯、期間」等について検討し、確認します。また、早期の段階で、拘束解除に向け

た

取り組みの検討会を随時実施します。

(2) 入所者本人や家族等に対する説明

身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体的拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、入所者の状態などを確認・説明し、その同意を得た上で実施します。

(3) 記録

身体的拘束をした場合は、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、処遇職員に周知します。

なお、身体的拘束の検討・実施等に係る記録は2年間保存します。

(4) 拘束の解除

検討の結果、身体的拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束を解除し、入所者・家族等に報告します。

## 6. 職員の研修に関する基本方針

処遇に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図るため、次のとおり職員教育を行います。

- (1) 年2回以上、定期的な教育・研修を実施します。
- (2) 新規採用者に対する身体的拘束廃止のための研修を実施します。
- (3) その他必要な教育・研修を実施します。

## 7. 指針の公表等

この指針については、入所者及び家族等が自由に閲覧できるように、当ホームのホームページに掲載します。また、求めに応じて、いつでも閲覧できるような方策を講じます。

## 附 則

この指針は、平成31年3月5日から施行する。